

平成24年7月24日

各位

会社名： 日本化薬株式会社  
代表者： 代表取締役社長 萬代 晃  
コード番号： 4272 東証一部  
問合せ先： 広報IR部長 坪内 宏嗣  
(電話：03-3237-5046)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年7月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成24年8月30日開催予定の第155回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、事業年度を毎年6月1日から翌年5月31日までとしておりますが、他社との比較・分析可能な事業計画、決算情報等を提供し投資家をはじめとするステークホルダーに資するとともに、将来のIFRS（国際財務報告基準）への対応を図ることを目的に、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日に変更するため、現行定款第13条、第14条、第34条、第35条および第36条について、所要の変更を行なうものであります。
- (2) この変更に伴い、第156期事業年度は、平成24年6月1日から平成25年3月31日までの10ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行	変更案
(招集) 第 13 条 定時株主総会は、毎年 <u>8</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。(以下、略)	(招集) 第 13 条 定時株主総会は毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。(以下、略)
(基準日) 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5</u> 月 31 日とする。	(基準日) 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。
(事業年度) 第 34 条 当社の事業年度は、毎年 <u>6</u> 月 1 日から翌年 <u>5</u> 月 31 日までとする。	(事業年度) 第 34 条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から翌年 <u>3</u> 月 31 日までとする。
(剰余金の配当の基準日) 第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>5</u> 月 31 日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。
(中間配当) 第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>11</u> 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u> 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。
	<u>附則</u>  <u>第 1 条 第 34 条 (事業年度) の規定にかかわらず、平成 24 年 6 月 1 日から始まる第 156 期事業年度は平成 25 年 3 月 31 日までの 10 ヶ月間とする。</u>  <u>第 2 条 第 36 条 (中間配当) の規定にかかわらず、第 156 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 24 年 11 月 30 日とする。</u>  <u>本附則は、第 156 期事業年度経過後これを削除する。</u>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 8 月 30 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 8 月 30 日 (木)

以上